

# 令和7年度 第3回新潟地方最低賃金審議会

令和7年8月6日(水)

14時30分～

新潟美咲合同庁舎2号館

2階 新潟労働局会議室

## 議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新潟県最低賃金専門部会報告

(2) 新潟県最低賃金の改正について(答申)

(3) 新潟県特定最低賃金の改正の必要性の有無について(諮問)

(4) その他

3 事務局説明

・今後の審議日程について

4 閉 会

# 令和7年度 第3回 新潟地方最低賃金審議会 資料目次

資料No.1・・・最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）  
（特定最低賃金に係るもの）

資料No.2・・・令和7年度特定最低賃金改正意向表明産業（業種）に係る適用使用者数及び労働者数

資料No.3・・・特定最低賃金改正申出書（3業種：表紙のみ）

新 労 発 基 0806第 1号  
令 和 7年 8月 6日

新潟地方最低賃金審議会長  
長 谷 川 雪 子 殿

新 潟 労 働 局 長  
福 岡 洋 志

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金  
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)

新潟県各種商品小売業最低賃金  
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)

別紙

令和7年度  
 特定最低賃金改正意向表明産業（業種）に係る  
 申出要件審査（適用使用者数及び労働者数）

新潟労働局 労働基準部 賃金室

区分 産業	適用使用者数 人	除外労働者数 人	(a) 基幹的労働者数 人	(b) 申出者が代表する 基幹的労働者数	(b) ÷ (a)
	適用労働者数 人		比率 (%)		(%)
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信 機械器具製造業	472 (466)	8,868 (3,488)	17,043 (21,870)	6,639 (7,036)	39.0 (32.2)
	25,911 (25,358)		65.8 (86.2)		
自動車（新車）、自 動車部分品・附属品 小売業	1,314 (1,117)	2,405 (1,733)	8,858 (8,759)	3,057 (3,090)	34.5 (35.3)
	11,263 (10,492)		78.6 (83.5)		
各種商品小売業	51 (42)	749 (149)	4,825 (5,335)	3,440 (3,996)	71.3 (74.9)
	5,574 (5,484)		86.6 (97.3)		

(注) (1) 特定最低賃金の適用使用者数及び労働者数は、「令和3年センサス特別集計」を基礎に、毎年実施している「最低賃金基礎調査」の結果及び倒産情報等の資料により年別修正を加え、令和7年度の適用使用者数及び労働者数を算定したものである。

(2) ( ) 内については、前年度（令和6年度）の特定最低賃金の適用使用者・労働者数である。

## 特定最低賃金改正申出書

- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ・自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業
- ・各種商品小売業

令和7年7月15日

新潟労働局長 福岡 洋志 様

新潟県新潟市中央区新光町6-2  
電機連合新潟地方協議  
議長 永井

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 17,040 名（本最低賃金の適用労働者数）

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容上記2の最低賃金の改正を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する

労働協約の適用労働者数 6,639 人

新潟県における電気機械器具、17,040 人  $=0.3896 >$  概ね3分の1以上

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

（最も低い）労働協約の金額=180,000 円/月額（日額 9,000 円、時間額 1,139.24 円）

現在適用されている法定最低賃金額=1,005 円/時間

5. 添付書類

①合意書及び委任状

②電機機械器具製造業の事業所名と雇用労働者数の概数

③賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数及び基幹的労働者数

④賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容

⑤労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し

以上



2025年7月28日

新潟労働局長  
福岡 洋志 殿

自動車総連 新潟地方協議会  
議長 田辺 綱男

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
新潟県に於いて、自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用されている労働者 8,860 人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金
3. 申出の内容  
上記 2. の最低賃金の改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
申出産業に於いて、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が 3,057 人であり、新潟県に於ける自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用される労働者数 8,860 人の概ね 3分の1以上に達していること。  
 $(3,057 \text{ 人} \div 8,860 \text{ 人} = 0.35 > 1/3)$   
最も低い労働協約の金額 : 172,000 円/月（日額 8,161 円、時間額 1,053 円）  
現在適用されている法定最低賃金額 : 1,015 円/時間



5. 添付書類

- ① 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 自動車小売業の事業所名と賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数
- ③ 賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容一覧
- ④ 労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し
- ⑤ 申出合意書及び委任状

以上

新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数

1. 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	1,314 事業所	8,860 人

2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数の内訳

合意の内容	事業所数	労働者数
労働協約・協定	12 事業所	3,057 人

2025年7月16日

新潟労働局

局長 福岡 洋志 殿

新潟  
U A

賃会議  
鳥県  
飛田

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県の各種商品小売業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 5,574人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

新潟県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6カ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

以上 4,830人

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

新潟県各種商品小売業最低賃金



4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数3,440人が基幹的労働者数4,830人の概ね3分の1以上に達していること。(3,440人÷4,830人≒0.712>1/3)

最も低い労働協約の金額：1,035円/時

現在適用されている法定最低賃金額：932円/時

6. 添付書類

- (1) 新潟県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、労働協約の内容
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 労働協約の写し

以上

## 新潟県における各種商品小売業の事業所数と労働者の概数

### 1. 産業中分類別の事業所数と基幹的労働者数（分母の部分）

産業中分類	事業所数	基幹的労働者数
各種商品小売業	51 事業所	4,830 人

資料出所＝新潟労働局労働基準部賃金室

### 2. 1のうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

事業所数	適用労働者数
21 事業所	3,440 人

### 3. 2の労働協約の労働者数の内訳、金額

別紙1参照